



全国青年司法書士協議会

# 新型コロナウイルス感染症に関する 生活困りごと電話相談



実施日

2020年5月7日(木)～当面の間

実施時間

午後2時00分～午後6時00分

(月～金 祝祭日除く)

電話番号

03 - 3359 - 3639

(相談無料)

※通話料相談者負担

相談内容

【新型コロナウイルス感染症に関する生活困りごと全般】

- ◆生活困窮、住居問題、生活保護 など
- ◆借金問題、住宅ローン、奨学金 など
- ◆休業手当、整理解雇、雇止め、内定取消 など
- ◆各種公的支援制度の紹介

2020年5月1日

全国青年司法書士協議会  
会長 川上真吾

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

URL <http://www.zenseishi.com/>

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

全国青年司法書士協議会は、全国の約2,500名の若手司法書士からなる「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体です。

当協議会では、市民の権利擁護活動の一環として、かねてより多重債務・生活保護・労働・養育費等に関する相談対応を続けて参りましたが、その理由は、これらは貧困問題の根源とも言える問題であり、人のために生きる、市民の権利擁護の最後の防波堤となる司法書士としてまさに最重要課題と位置づけているためです。

現在、世界中で蔓延している、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、日本社会全体にも多大な影響が出ています。私たちの日常は一変し、生活状況、経済状況、労働環境は目に見える形で悪化しています。そして、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのは、事業者、消費者、使用者、労働者等、その属性を問いません。

特に、経済的基盤が十分とはいえなかった方々が、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入、職などの生活基盤を失い、今日・明日の生活が成り立たなくなっています。終息の見通しが立っていない中、生活に困っている方々への早急な相談・支援体制の構築が求められています。

そこで、当協議会では、市民の生の声を聴き、抱えている不安や困りごと、法的課題等について、相談、情報提供、法的支援を行うべく、常設の無料電話相談（全青司ホットライン）において、新型コロナウイルス感染症に関する生活や困りごとについての相談を受け付けることとしました。

本電話相談においては、電話による法的助言にとどまらず、相談者の希望に応じて、相談者の最寄りの当協議会会員を紹介し、継続的な支援（例えば、債務整理手続、生活保護申請支援など）も行います。

謹白